



厚生労働省の通知に基づく受講要件

1. 基本的な受講要件

厚生労働省「認知症介護実践者等養成事業の実施について」通知（令和 6 年 3 月 14 日施行）では、認知症介護実践リーダー研修の対象者を次のように定めています

1. 介護保険施設等に従事する介護職員で、一定以上の実務経験を有すること
2. さらに「認知症介護実践者研修」の修了後、一定の期間を経過していることこの「一定期間」について、詳細な年数や日数は通知本文には記されていません。しかし、下記の自治体の要項において、目安として「実践者研修修了から 1 年以上」という条件が定められるケースが多く見られます。

2. 自治体による要件例



ご質問のポイントについて

「加算対象とはならないが、1 年未満でも受講は可能」→ その根拠は何か？

これは「介護福祉士の資格取得後長期」特例 によるもの

1. 一般的には「実践者研修修了から 1 年以上」という条件が必要ですが、
2. 「介護福祉士取得から 10 年以上、かつ 1,800 日以上の実務経験がある」方については、令和 9 年 3 月 31 日までは、その“1 年以上”の要件を免除して受講できる特例が厚労省通知上に明記されています。この例は、東京都や新潟市などの自治体の募集要項にも反映されています。



まとめ

条件	標準的要件(加算対象)	特例(加算対象外でも可)
実践者研修修了 からの経過	1年以上経過が必要(多くの自治体)	不要(特例該当者)
実務経験	認知症介護経験 5年以上 (多くの自治体)	取得後 10 年以上 +1,800 日以上の実務経験がある場合特例適用



結論:お問い合わせへの回答

1. 上記の「1 年未満でも受講可能」という特例は、厚生労働省の「認知症介護実践者等養成事業の実施について」(令和 6 年 3 月 14 日通知)によって認められています
2. この内容は、東京都や新潟市など、各自治体の募集要項にも具体的に反映されています。